毎週 火曜日・金曜日 (祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人 大

分 県

編集 株明文堂印刷

箇年 三万八千八百八十円)

県営土地改良事業計画変更の概要の縦覧 指定希少野生動植物の指定…………

三件

指定希少野生動植物

示

Ħ

次

都市計画事業の事業計画の認可………………………………………………………一六

七

大分県告示第四百九十三号

この告示は、平成二十九年十二月一日から施行する

タケノコギセル(キセルガイ科 カワツルモ(ヒルムシロ科)

則

七

第八項の規定により、次のとおり変更後の県営土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。 県営土地改良事業の計画を変更するので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二

変更後の県営土地改良事業の計画の概要に意見のあるものは、

縦覧期間満了の日ま

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、

次の

でに知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年八月二十二日

選挙管理委員会告示

平 成二十 九 年

第二九〇九号

〇 告

示

(火曜日)

月二十二日

大分県告示第四百九十二号

項の規定により、次のとおり希少野生動植物を指定する。

平成二十九年八月二十二日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

大分県希少野生動植物の保護に関する条例

(平成十八年大分県条例第十四号)

第九条第

土地改良区の役員の就退任………………………………………………………………………………………二六

(定価

大分県報

平成二十九年八月二十二日

……二五

土地改良法

四四 四四

大分県告示第四百九十四号

県営地域ため池総合整備事業

宮河内地区

平二九 九

八・二三から

九

一 まで

大分市役所

事

業

名

地区名

縦 覧

期

間

縦覧場

所

大分県知事

広

瀬

勝

貞

五.

県営土地改良事業の計画を変更するので、

かく長三センチメートル以下のあさりの採捕の禁止………………………………

採捕禁止区域におけるあさりの採捕の禁止……………

大分海区漁業調整委員会告示

政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出の受理及び公表---------------------------|三 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出………………………一八 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………………………………………一七

(告示)

第八項の規定により、次のとおり変更後の県営土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、

次の

同条第六項において準用する同法第八十七条の二

に	神崎加入区 志生木の区域 大字本崎、大字太平及び大字 佐賀関町大字馬場、大字神崎、大字太平及び大字	県告示第五十七	,る告示(昭和三十六年大分県告示第五十七	9。 との指定に関す	号)の一部を次のとおり改正する。 漁船損害等補償法による加入区の指定に関する告示 大分県告示第四百九十七号
を	神崎加入区 佐賀関町大字馬場、大字神崎、大字太平及び大字	勝貞	大分県知事 広 瀬	大	3 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
	臼杵市下の江加入区 臼杵市下の江の区域	、廃止する。	分県告示第五百二十一号)は	和三十九年大	平戎二十九年八月二十二日加入区の指定に関する告示(昭和三十九年大分県告示第五百二十一号)は、
	表中				大分県告示第四百九十六号
貞	大分県知事 広 瀬 勝		***************************************		***************************************
四十七	平成二十九年八月二十二日 号)の一部を次のとおり改正する。	大分市役所	平二九・ 九・一一まで	市尾地区	県営地域ため池総合整備事業
	大分県告示第四百九十九号	縦覧場所	縦覧期間	地区名	事業名
	岡の区域	勝貞	大分県知事 広 瀬	大	
ı	見郡日出町のうち大字平道及び大字豊			;	平成二十九年八月二十二日
_	佐志生 加 入 区 臼杵市のうち大字佐志生の区域		0	ことができる	でに知事に対し意見書を提出することができる。
を	第七十八号の表中	縦覧期間満了の日ま		*業の計画の概	なお、変更後の県営土地改良事業の計画の概要に意見のあるものは、
豊	「豊 岡 加 入 区 速見郡日出町のうち大字平道及び大字豊	縦覧に供する。	次のとおり変更後の県営土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。	ッ変更後の県営	第八項の規定により、次のとおり
貞	大分県知事 広 瀬 勝	第八十七条の二	同条第六項において準用する同法第八十七条の二		県営土地改良事業の計画を変更するので、
	平成二十九年八月二十二日	定により、次の	(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、	İ 第百九十五号	土地改良法(昭和二十四年法律
	号)の一部を次のとおり改正する。				大分県告示第四百九十五号
七十八	漁船損害等補償法による加入区の指定に関する告示(昭和三十七年大分県告示第七十八			***************************************	>
	大分県告示第四百九十八号		平二九・九・一まで		
に改める。		大分市役所	· 八 · 三	佐野地区	県営地域ため池総合整備事業
	臼 杵 " 域 臼杵市のうち大字板知屋、大泊、風成及び深江の区 を	縦覧場所	縦覧期間	地区名	事業名
	尺屋 " 北海部郡佐賀関町のうち大字一尺	勝貞	大分県知事 広 瀬	大	
	表中				平成二十九年八月二十二日
貞				ことができる	#
	平成二十九年八月二十二日	縦覧期間満了の日ま	の概要に意見のあるものは、縦覧	業の計画の概	なお、変更後の県営土地改良事業の計画

大分県告示第五百二号 区を次のように指定する。 戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、 水域の範囲を次のとおり定める。 大分県告示第五百一号 大分県告示第五百号 平成二十九年大分県内水面漁場管理委員会告示第一号 漁船損害等補償法 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 筑後川水系の大分県区域の本流、支流及び派流 平成二十九年八月二十二日 平成二十九年八月二十二日 平成二十九年八月二十二日 豊後高田市西真玉字潮見の貯水池 自見川水系の本流、 駅館川水系の本流、 伊呂波川水系の本流、支流及び派流 山国川水系の大分県区域の本流、支流及び派流 大野川水系の本流、 八坂川水系の本流、 大分川水系の本流、支流及び派流 以下「法」という。 市 区 加 0 入 名 (昭和二十七年法律第二十八号) 支流及び派流 支流及び派流 支流及び派流 支流及び派流 区 称 臼 加 第七条第一項及び第九条第一項の規定により、 杵 入 市 X 次のとおり指定する。 0) 0) 大分県知事 大分県知事 大分県知事 区 X 域 域 第百十二条第一項の規定により、 (こいの持ち出しの制限) 広 広 広 瀬 瀬 瀬 (平成十二年法律第五 勝 勝 勝 土砂災害警 に基づく 加 貞 貞 貞 入 称域指 の名 名 ③ 馬 〆 川 木小 川志 生 川 芳河原 川 第 河 原 ④ 馬 長畑川 Щ у Ш 百川 大分県報 良 大 大 字 宿 市 大字志 良 大 大 字分 福市 大分市 大字曲 市 大 大 字 分 曲 大字志 大分市 津留 大字杉 所在地 原 (告示) 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 区域 土砂災害警戒 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 指定の区分 象の種 となる 生 害 土 原 の 発 災 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 と おり の とおり の とおりの とおり の 表区域の 別図の 別図の 別図の とおり とおり とおり 令(平成十三年政令第八 の推進に関する法律施行 が関する法律施行 別 別図のとおり 別図のとおり る土砂災害警戒区域等に法第九条第二項に規定す 別図のとおり 別図のとおり 十四号)で定める事項 図のとおり 図のとおり 備え置いて木事務所に し、大分土は、省略 は、 備 縦覧に供す 「別図」

 \equiv

改める。

考

臼 加

杵 入

七六

九 八

十七号。

五. 四

平成二十九年八月二十二日

_										4
	生 大 大 木 字 分 志 市	生 大 大 木 字 分 志 市	生 大 大 木 字 分 志 市		生 大 大 木 字 分 志 市	生 大 大 木 字 分 志 市	生 大 大 木 字 分 志 市	生 大 大 木 字 分 志 市	生 大 大 木 字 分 志 市	
	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 整戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	
	土石流									
	と 別 お り の	と 別 お り の	と別 お図 りの	と 別 お り の	と 別 お り の	と 別 お り の	と 別 お り の	と 別 お り の	と 別 お り の	
	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	図	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	平成二十九年八月二十二日
	/\ - ++	ШВВ	W +	W +	III +	III +	III +			
	台芳①原	川 関 2 鯵 台	川 志 8 生 (C)木	川 志 8 生 (B) 木	川 志 8 生 (A) 木	川 志 7 生 木	川 志 6 生 (B)木	川 志 6 生 (A) 木	川 志 10 生 木	<u></u>
	台 芳 大 河 疛 原 市	平 大 大 字 分 大 市	生大大 大字 市	生 大 大 木 字 分 志 市	生大大木字分志市	生 大 大 木 字 分 志 市	大分県報			
	区域 災害特別警戒 上砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域と野警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 と域及び土砂 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 上砂災害警戒	(告示)
	壊 地 急 の 傾 崩 斜	土石流								
	と 別 お 図 り の	と 別 お り の	と 別 り の	と 別 お 図 り の						
	別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり	別図 のと おり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
										四 四 -
										1

川 5 生 木 下志 出生木

川 2 生 木 川 5 生 木 川 志 1 生 木 川 4 生 木 川志3生木

川 江 の脇

岡田川

(B) 2 敷 丁戸 目台 (A) 2 敷 丁戸 目台 台 ② (A) 原 町敷 台②(F)原 台②(E)原 台②(D)原 台②(C)原 台②(B)原 北 町敷大戸分北市 野 大 大 字 分 鴛 市 2 敷大 丁戸台市 2 敷 大 丁戸台市 野 大 大 字 分 鴽 市 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 上砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 上砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 上砂災害警戒 災害特別警戒区域及び土砂区域及び土砂 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 区域 生砂災害警戒 区域 区域 区域 区域 区域 区域 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊地急 の傾 崩斜 ー と お り の とおりの と 別 り の とおりの とおりの とおりの とおりの とおりの と おり の 平成二十九年八月二十二 別図のとおり 図 図のとおり 図のとおり 図のとおり 図のとおり 図のとおり 図のとおり のとおり 日 町 ② (B) 北 町 ② 戸 (A) 北 町 敷戸 2 (C) 2 敷 丁戸 目台 町敷戸 辻 ① (B) 辻 (A) 町敷 町敷戸 北 東 西 大分県報 2 星大 日 日 日 市 町 敷 大分市 町 敷 大分市 大字 字 市 大字 字 计 町 敷 大 戸 分 市 町 敷 大 戸 分 東 市 2 敷 大分目台市 町 敷 大 戸分 北市 (告示) 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 警戒 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 等減 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 区域 土砂災害警² 戒 壊地急 の傾 崩斜 壊地急 の傾 崩斜 壊地急 の 崩斜 壊地急 の解 崩斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊地急の傾 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 崩斜 とおりの とおりの とおりの とおりの とおりの とおりの とおりの とおりの と おり の 別 別 別 別 別 別 図 図 図 図 図 図 図 図のとおり のとおり のとおり のとおり のとおり のとおり のとおり のとおり \mathcal{H}

大公
分県報
(告

- 1					/					1
	壊地急の傾斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 斜	
	と 別 お り の	と 別 お り の	と 別 お り の	と 別 お り の	と 別 お り の	と 別 お り の	と 別 お り の	と 別 り の	と 別 お 図 り の	
	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	平成二十九年八月二十二日
	儀 徳 ③	儀 徳 ②	② 西 河 内	峠 ②	峠 ①	央 ヒ ロ ル ン 中 グ	① 1 梅 (B) 丁が 目 丘	① 1 梅 (A) 丁 が 目 丘	儀徳①	
	尾大大 字分 宮市	尾 大 大 字 分 宮 市	野大大原字分吉市	野大大原字分吉市	野大大原字分吉市	原 大 大 字分 杉 市	原 大 大 字分 杉	原 大 大 字分 杉 市	尾 大 大 字 分 宮 市	大分県報
	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 上砂災害警戒	区域 災害特別警戒 上砂災害警戒	区域 災害特別警戒 上砂災害警戒	区域 災害特別警戒 上砂災害警戒	区域 災害特別警戒 と域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 と域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 と域及び土砂 主砂災害警戒	(告示)
	壊地急の傾斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 倒 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊地急の傾斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	
	と 別 お り の	と 別 お 図 り の	と 別 り の	と 別 り の	と 別 り の	と お り の				
	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	六

クボ(A)ケ

良大大字分福市

区域 災害特別警戒 区域及び土砂 整戒

① 西 河 内

野大大 大 字 字 市

区域 災害特別警戒 区域及び土砂 警戒

(B) 平 田 ①

大字 市

区域 災害特別警戒 区域及び土砂 警戒

(A) 平 田 ①

尾 大 大 字 分 宮 市

区域 災害特別警戒 区域及び土砂 軽

辻 ① (C)

大字 市

区域 災害特別警戒 区域及び土砂 警戒

ク キ (D) ケ

良大大 字分 福市

区域 災害特別警戒 区域及び土砂 産業

ク キ (C) ケ

良 大 大 字 分 福 市

区域 災害特別警戒 区域及び土砂 発売

クキ (B)ケ

良 大 大 字 分 福 市

区域 災害特別警戒 区域及び土砂 警戒

留馬メ津

良 大 大 字 分 福 市

区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒

(D) 萩 尾 ① (C) 萩 尾 ① (B) 萩 尾 ① (A) 萩 尾① 1 指 が 丘 馬メ① 成川 **メ**② 良大大 字分 福市 尾 大 大 字 分 萩 市 原 大大 字分 杉市 原 大大 字分市 杉市 尾 大 大 字 分 萩 市 尾 大 大 字 分 萩 市 尾 大 大 字 分 萩 市 良大大 字分 福市 良大大 字分 福市 災害特別警戒区域及び土砂区域及び土砂 災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 上砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒 区域 区域 区域 区域 区域 区域 区域 区域 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 と 別 り の と 別 り の と 別 り の とおりの と おり の と 別 図 の と 別 り の とおりの と 別 り の 平成二十九年八月二十二日 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 図のとおり 図のとおり 図のとおり 図のとおり (B) 碇 尾 ① 下 津 留 (A) 碇 尾 萩尾⑥ 萩尾⑤ 萩尾③ 萩尾② 小野① 萩尾④ 大分県報 尾大大 字字市 尾大大 字分 市 尾大大 字 萩 市 大分市 原 大 大 字 分 杉 市 大字分市 原 大字杉 大分市 尾 大字萩 大分市 尾 大 大 字分 萩 市 尾 大字萩 (告示) 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 警戒 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 警戒 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 警戒 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 壊地急 の傾 崩斜 壊地急 の傾 崩斜 壊地急 の傾 崩斜 壊地急 の傾 崩斜 壊地急の傾崩斜 壊地急 の傾 崩斜 壊地急 の解 崩斜 壊地急 の解 解 壊 地 急 の 傾 崩 斜 とおりの とおり の とおりの とおりの とおりの とおりの とおりの とおり の と おり の 別 別 別 別 別 別 別 別 別 図 図のとおり 図のとおり 図 図 図のとおり 図 図 図のとおり のとおり のとおり のとおり のとおり のとおり 七

3

Щ

馬

大分県報 告:

③ 木 (B) 戸 浦 ① 木 戸 浦 ③ 木 (A) 戸 ② 木戸 西浦 石② 石② 石① 石① 浦 浦 津 大字志 大分市 津 大 大 分 市 災害特別警戒 区域及び土砂 上砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 災害特別警戒区域及び土砂区域及び土砂 災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 区域及び土砂 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 区域 区域 区域 区域 区域 区域 区域 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 と 別 り の と 別 図 の と 別 り の とおりの と おり の と 別 図 の と 別 り の とおりの とおり の 平成二十九年八月二十二 別図のとおり 別図のとおり 別 別図のとおり 別図のとおり 窓図のとおり 図のとおり 図のとおり 図のとおり 図のとおり 日 (A) 中 畑 ② (B) 角 石 ③ (B) 中 畑 ② ④ 木 (B) 戸 浦 ④ 木 (A) 戸 浦 (C) 角 石 ③ 中畑① 角石④ (A) 角 石 ③ 大分県報 大字志 大字市 大字 市 大分市 津大大留字分市 大分市 大字 市 津留 大字志 津留 大字市 大字志 津留 津留 大字志 大分市 留 留 留 (告示) 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 壊地急 の傾 崩斜 壊地急 の傾 崩斜 壊地急 の傾 崩斜 壊地急 の傾 崩斜 壊地急の傾崩斜 壊地急 の傾 崩斜 壊地急 の解 解 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 とおりの とおりの とおりの とおりの とおりの とおり の と おり の とおりの とおりの 別 別 別 別 別 別 別 別 別 図 図 図のとおり 図 図 図のとおり 図 図 図のとおり のとおり のとおり のとおり のとおり のとおり のとおり 九

(B) 角

(A) 角

(B) 角

(A) 角

<u> </u>	0.0		4 HH	O HH	E	E	.f. La	Д-,	1
② 2 丁 目	① 2 丁 目	下 郡 ②	1 明 (上)	2 明 (2) 野 西	馬 メ ⑤	馬 メ ④	峠 ④	宫 尾	
2 明大丁野市	2 明大 丁野南市	郡 大 大 字分 下 市	2 明大 丁野分 目南市	大 大 字分 牧 市	良 大 大 字 分 福 市	良大大 字分 福市	野 大 大 原 字 分 吉 市	尾 大 大 字 方 宮 市	
区域と影響減	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒							
壊地急 の傾 崩斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊地急 の傾 崩斜	壊地急 の傾 崩斜	壊地急 の傾 崩斜	壊地急 の傾 崩斜	壊地急 の傾 崩斜	壊地急の傾崩斜	壊 地 急 の 崩 崩	
と 別 お 図 り の	と 別 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お り の						
	別図のよいり	別図のとおり	平成二十九年八月二十二日						
(E) T	で (D) 下 郡 ③ (3)	(C)下 3 3	(B) 下 郡 3	(A) 下 郡 ③	羽田①	藤の台	10 長 組 谷 (B) 町	10 長 組谷 (A)町	_
郡大力字を下す					田大大 字分 羽市	藤分市	郡大大字分下市	郡大大字市	大分県報
区域 災害特別警戒 びは及び土砂	上沙災害警戒区域及び土砂災害特別警戒	土砂災害等税 区域及び土砂災害警戒	区域及び土砂 災害特別警戒 砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 び北子砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 産業	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 産業	(告示)
壊 地 急 の 他 崩 糸	壊地急の傾射	[] の傾	壊 地 急 の 傾 崩 斜						
と 別 お 図	刊 と別 お図 お図 りの	と別 お図 り	お図	と 別 お り の	と 別 お 図 り の	と 別 お り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	
別 図 の と ま で	【 図	[] 図	図	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

(F) 下 郡 ③ ⑥ (A) 良 目尾明 82 番丁高 目尾明 52 番丁高 片島 米良下 下郡⑤ 丘 ゆ (2) め 下郡④ 上 (4)が 島大大 字分 片市 目尾明大 2野分 丁高市 目尾明大 2野分 丁高市 丘 ゆ 大 め 分 が 市 郡 大 大 字 分 下 市 島大大 字分 片市 島大大 字分 片市 郡 大字下 大分市 郡 大字下 大分市 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 災害特別警戒区域及び土砂区域及び土砂 災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 区域及び土砂 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 上砂災害警戒 区域 区域 区域 区域 区域 区域 区域 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊地急 の傾 崩斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 と 別 り の と 別 り の と 別 り の とおりの と おり の と 別 図 の と 別 り の とおりの とおり の 平成二十九年八月二十二 別図のとおり 別図のとおり 別 別図のとおり 別図のとおり 窓図のとおり 図のとおり 図のとおり 図のとおり 図のとおり 日 ③ 米 (B) 良 上 ⑤ 米 (B) 良 上 ⑤ 米 (A) 良 上 ④ 米 (C) 良 上 ④ 米 (B) 良 上 ④ 米 (A) 良 上 ③ 米 (C) 良 上 ③ 米 (A) 良 上 ⑥ 米 (B) 良 上 大分県報 島大大 字分 片市 島大大 字分 片市 島大大 字方 片市 島大大 字分 片市 島 大 大 字分 片 市 島 大 大 字 分 片 市 島 大 大 字分 片 市 島 大 大 字分 片市 島 大 大 字分 片 市 (告示) 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 警戒 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 壊地急 の傾 崩斜 壊地急 の傾 崩斜 壊地急 の傾 崩斜 壊地急 の傾 崩斜 壊地急 の傾崩斜 壊地急 の傾 崩斜 壊地急 の解 解 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 とおりの とおりの とおりの とおりの とおりの とおりの とおり の と おり の とおりの 別 別 別 別 別 別 別 別 別 図 図のとおり 図のとおり 図 図 図のとおり 図 図 図のとおり のとおり のとおり のとおり のとおり のとおり

大
分県報
(告

区域 災害特別警戒 び地及び土砂	区域 医域災害警戒	区域及び土砂 災害特別警戒 が北砂災害警戒	区域 災害特別警戒 災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 災害警戒	
壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊地急の傾崩斜	壊地急の傾崩斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊地急 の 崩斜	壊地急の傾崩斜	壊地急の傾崩斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊地急の の 解	
と 別 お り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お り の	
別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	平成二十九年八月二十二日
下 志 (A) 生 木	木 大 ① 志 生	① 関 鯵 台	① (F) 野 原	① 旦 (E) 野 原	① 旦 (D) 野 原	① 旦 (C) 野 原	① 旦 (B) 野 原	① 旦 (A) 野 原	
生大大 木字分 志市	生 大 大 大 大 方 市	平 大 大 字 分 大 市	野大大原字分	野大大原字分	野大大 原字市	野 大 大	野大大原字市	野 大 大 原 字 市	大分県報
区域 災害特別警戒 と域及び土砂 と域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域炎び土砂	区域 災害特別警戒 区域災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	(告示)
壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊地急の傾射	壊 地 急 の 傾 解	壊 地 急 の 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	
と 別 お り の	と 別 お り の	と 別 お り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お り の	と 別 お り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

① 米 良 上

島大大 字分市

長塚

島大大 字分 片市

雄城田

守大大 字分 津市

津守②

守大大分市

津守①

守大大 字分 津市

② 米 (D) 良 上

島大大 字分 片市

② 米 (B) 良 上

島大大 字分 片市

② 米 (C) 良 上

島大大 字分 片市

② 米 (A) 良 上

島大大 字分 片市

生木(A) 志 下 志 (B) 生 木 木 小 志 (B) 生 木 小 ③ 忠 (A) 生 木 大 志 (A) 生 木 (B) 生 山崎① 木 大 ⑤ 忠 (B) 生 木 ④ (A) 生 生大大 木字分 志市 生 大 大 大 字 分 志 市 生大大木字分志市 生大大大 字分市 生大大大字分志市 生大大大字分志市 生 大 大 大 字 分 志 市 生大大大 大字 市 志 市 生 大 大 大 字 分 志 市 災害特別警戒 区域及び土砂 上砂災害警戒 災害特別警戒区域及び土砂区域及び土砂 災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域及び土砂 区域及び土砂 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 区域 区域 区域 区域 区域 区域 区域 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊地急 の傾 崩斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 と 別 り の と 別 図 の と 別 り の とおりの と おり の と 別 図 の と 別 り の とおりの とおり の 平成二十九年八月二十二日 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 窓図のとおり 図のとおり 図のとおり 図のとおり 生 上 木 (C) 志 生 西 木 (A) 志 生 上 木 (B) 志 木④ 生 木小② 生 木⑤(B)生 木⑤(A)生 木小志生 生木(D) 志 大分県報 生大大 木字市 志市 大字市 大字市 大字 市 生 大 大 大 字 字 市 大字 市 大字市 大字市 生木 大字市 生木 生木 生木 (告示) 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 壊地急 の傾 崩斜 壊地急 の傾 崩斜 壊地急 の傾 崩斜 壊地急 の傾 崩斜 壊地急 の傾崩斜 壊地急 の傾 崩斜 壊地急 の解 崩斜 壊地急 の解 解 壊 地 急 の 傾 崩 斜 とおりの とおりの とおりの とおりの とおりの とおり の と おり の とおりの とおりの 別 別 別 別 別 別 別 別 別 図 図のとおり 図のとおり 図 図 図のとおり 図 図 図のとおり のとおり のとおり のとおり のとおり のとおり \equiv

大分県報

(A) 猪 谷 ② 十谷① 猪谷⑥ 猪谷① 猪谷④ 猪谷③ 南十谷 谷(2) 谷(5) 生 大 大 大 字 分 志 市 生 大 大 大 字 分 志 市 生 大 字 志 大分市 生 大 大 大 字 分 志 市 生大大大字分志市 生大大大字分志市 生 大 大 大 字 市 志 市 生 大 大 大 字 分 志 市 生木 大字 市 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒 災害特別警戒区域及び土砂区域及び土砂 災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域及び土砂 区域及び土砂 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 上砂災害警戒 区域 区域 区域 区域 区域 区域 区域 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊地急 の傾 崩斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 と 別 り の と 別 図 の と 別 り の とおりの と おり の とおりの と 別 図 の と 別 り の とおりの 平成二十九年八月二十二 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 図のとおり 図のとおり 図のとおり 図のとおり 日 (B) 城 原 ① (A) 城 原 ① (B) 十 谷 ③ (A) 十 谷 ④ (C) 城 原 ① (C)十 谷 ③ (A) 十 谷 ③ (B) 十 谷 ④ 十谷② 大分県報 原大大 字分 城市 大分市 大 字 坊 市 原 大大 字分 城市 大字市 大字市 大字志 大字 市 大字 大 生木 生木 大分市 生木 生木 大字志 (告示) 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 壊地急 の傾 崩斜 壊地急 の傾 崩斜 壊地急 の傾 崩斜 壊地急 の傾 崩斜 壊地急 の傾崩斜 壊地急 の傾 崩斜 壊地急 の解 解 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 とおりの とおりの とおりの とおりの とおりの とおり の と おり の とおりの とおりの 別 別 別 別 別 別 別 別 別 図 図のとおり 図のとおり 図 図 図のとおり 図 図 図のとおり [のとおり のとおり のとおり のとおり のとおり Ξ

猪

(B)猪

大分県報
(告示)

平成二十九年八月二十二日

(A) 城 原 ④	政 所 ③	(B) 政 所 ②	(A) 政 所 ②	丁 胃 ② 3	丁 曙 目 3	(B) 城 原 ②	(A) 城 原 ②	政 所 ①
原大大字分城市	所 大 大 字分 政市	所 大大 字分 政市	所 大 大 字分 政市	丁曙大目台市	丁曙大目台分市	原大大字分城市	原 大 大 字 分 城 市	所 大 大 字分 政市
区域 災害特別警戒 区域及び土砂 整戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 と域及び土砂 と の の の の の の の の の の の の の の の の の の	区域 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒
壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 崩 崩	壊 地 急 の 傾 崩斜	壊 地 の 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜
と 別 お り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	別図の	と 別 り の	別図の	と 別 お 図 り の	と お り の
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり
一番である	事業の事業計 都市計画法	(B) 城 原 8	(A) 城 原 ⑧	政 所 ⑦	(B) 政 所 ⑥	(A) 政 所 ⑥	城 原 ⑤	(B) 城 原 ④
一都市計画事業の種類及ので、平成二十九年八月二十	事業の事業計画の認可大分県告示第五百三号 大分県告示第五百三号	原大大字分城市		所 大 大 字 分 政 市	所 大大 字分 政市	所 大 大 字 分 政 市	丁曙大目台分	原 大 大 字 分 城 市
1 /2	◎の認可の告示が平成二十九年八月十七日付(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一4百三号	区域 医斑 医斑 医 医 医 医 医 医 现 医 现 要 的 是 我 我 我 我 我 我 我 我 我 我 我 我 我 我 我 我 我 我	区域 災害特別警戒 別警戒 形型	区域 災害特別警戒 と対し と対し と対し と対し と対し と対し と対し と対し と対し と対し	区域災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 警戒	区域 災害特別警戒 と域及び土砂災害警戒
六 十 十 六 条	-成二十九	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊地急 の傾 崩斜	壊 地 急 の 崩 崩	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜
大分県知事	第六十二	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の
び名称 大分県知事 広 瀬 壁二日	事業の事業計画の認可の告示が平成二十九年八月十七日付け九州地方整備局告示第百五都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による大分都市計画大分県告示第五百三号	別図のとおり	図	別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
ロ する。 勝	· 一 一 一 一 一 一 一 一 一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二							
貞	有五十一路							

及び路線名 道路の種類 犬飼線 \equiv 県道中判田 え置いて一般の縦覧に供する。 区域を変更する。 大分県告示第五百四号 四 その関係図面は、平成二十九年八月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の 2 施行者の名称 平成二十九年八月二十二日 事業地 事務所の所在地 大分県 三・四・二十八号庄の原佐野線 下郡南二丁目及び下郡南三丁目地内 従たる事務所 大分県大分土木事務所 主たる事務所 平成二十九年九州地方整備局告示第百五十一号大分都市計画道路事業 使用の部分 大分県大分市大字下郡字中新地、字丁畑、字竹ヶ下及び字出口並びに下郡南一丁目: 収用の部分 大分県大分市下郡南二丁目地内 四から 大分市大字端登字仏迫二〇四三番 大分市大字端登字下鶴一八八七番 まで 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 区 間 大分市向原西一丁目四番二号 大分県知事 前後 別区域変更 後 前 広 敷地の幅員 5 九 五五 大分市大手町三丁目一番 五 五 瀬 勝 延 八〇・〇 八一・〇 メートル 長 貞 県大分市第十九自由民主党大分 県造園協会支部 自由民主党大分 支部 大分県選挙管理委員会告示第四十二号 県道中判田犬飼線 県道小挾間大分線 政治団体の名称 る。 届出があったので、 道路の種類及び路線名 え置いて一般の縦覧に供する。 供用を開始する。 大分県告示第五百五号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による政治団体の 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 その関係図面は、平成二十九年八月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備 国会議員関係政治団体以外の政党の支部 政党の支部(一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部 平成二十九年八月二十二日 平成二十九年八月二十二日 名表者の氏 桜木 倉掛 ○選挙管理委員会告示 同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表す 賢裕 大分市大字端登字仏迫二〇四三番一まで大分市大字端登字下鶴一八八七番四から 大分市大字宮苑字イワミトウ二七四番五地先 大分市大字宮苑字イワミトウ二八〇番二〇か 博 大分県選挙管理委員会委員長 会計責任者 安東 朝見 供 国靖 高樹 用 大分市荷揚町四—1 大分市芳河原台六—— 大分県知事 主たる事務所の所在地 始 区 間 広 八 木 瀬 平二九 平二九・ 平二九・ 次のように道路の 供用開始年月日 届 出 俊 勝 年 八:二二 五 : 六・二二 月 日 廣 貞 九

届出事項の異動の日	政治資金規正法(昭和二十三年法律 大分県選挙管理委員会告示第四十三号		,	平山勝治後援会		てるお後援	の会		佐伯創生の会		萱島よしひこ後		加藤ゆうぞう政		おしうみ豊後援	-	田洋一郎後援		大分県指定自動	政治団体の名称	1 2 3 1 1 1	国会議員関係政治団体以外の政治団体	二 その他の政治団体	B	可支部 世	
届出があったので、	(昭和二			平山勝	生		阿 南 信		田中利		播東 孝	Ā	加藤谷		等 要	生態		Ę	河部 長	名	代表者の	治団体以	体		菅原 美	
ったの	十 第 三 四			勝治平	斯 加 一		信 義 		明 子田		孝則 岡		谷三 加		<u>.</u> Ц	秋 人 一 大	_		長夫左左		比	外の政			美好一穴	+
1	法律第			山 峰	赤嶺		吉田 映子		中日由	¥	野 当幸		加傣 滅	E	日奏意	太田 昌美			左秦 尃衫	の氏名	計責任	治団体			穴井 正	
法第七名	百九十二	*	Ç	子)由					美		玉	八	由	[+:									訓	+
同法第七条の二第一項の規定に基づき、	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による政治団体の分県選挙管理委員会告示第四十三号		 -	布市湯布院町川南三〇		後大野市三重町内田三	大分市河原内八二六	į	伯市野岡町二―七―四		東市国東町綱井五九一	六一三	布市湯布院町川上三六	_	豊後高田市新地一○五三		布市湯布院町川上一〇	館のクリオを目動きる人	四大分県指定自動車学交大分市賀来北一―三―五	主たる事務所の所有地	ĵ Î				—二 玖珠郡九重町菅原四○九	
	[∞] 定によるπ	}	-	平 二 九	刊 	<u> </u>	平 二 力 ·		平 二 九	<u> </u>	平二九・	<u> </u>	平二九・	<u> </u>	序 二 ·	平 二 九 ·			平二九・	届 出	1				平二九・	
次のとおり公	政治団体の			七一八八		.	三 : : : :		四 · 七		ti t		七 .		Ei.	七 · 匹			六 二 八	年 月 日	j				= : = : = : = : = : = : = : = : = : = :	
	販売業支部	自由民主党		支部 大分県港湾	自由民主党	郡第一支部	自由民主党		会支部 大分県遺族 大分県遺族				院内町支部	自由民主党			天瀬町支部	自由民主党	大分県連合	土会見住艺		団体の	一政党の支部		平成二十九年八月二十二日	表する。
	矛足	< 1		堤俊		濱田	Ĭ		岩男				衛藤				餅田	ž I	久原		名	代表者	部 (一		-九年八	
	升 三			俊 之		洋			立夫				正明				茂男		和弘			の氏	以上の		月二十	
	の氏名	名作表	代長旨の氏	の氏名	六十青壬子	の氏名	会計責任者		所の所在地 主たる事務		所の所在地	こうこう手女	の氏名	会计責任旨	名	代表者の氏	の氏名	会計責任者	名作	代長者の氏	異重事項	是力爭宜	以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部	大分県選挙管理委員会委員長	一日	
	志藤	永岡		小 野		濱田	Ĭ	館六〇	ホの一カ 一切 一カ ムパニコ	て - -	羽馬礼	宇佐市	野村		韓	Í	腐房	i i	久原		der*		戦等 を 単	百理 委員		
	岳	壯三		嘉久		洋		五号音	ホームズ壱番 の坂パーク・	至) 文	—二 羽馬礼一二九	院内町	竜治		正明		<i>[</i>]	Š	和弘		新	異動の	位とし	公委員		
	姫野	渡邊		喜田		秦	sibir					_	衛藤		河	J F	居 川	로 	内田		I.E.	の内容	て設けら	長		
	晋也	賢正		正徳		丑	į		一一六一二九		西椎屋八〇八	· [] [] [] [] [] [] [] [] [] [秀司		征 夫	Ē.	太坂	こ 戈	淳一		III		っれる支	. 1		
	平 二 ナ	Ž 1		平二九		平二八	2		平 二 九				平二九				平 二 八 ·	Ž	平二九		早年	1474	部)	木		
	Ŧ	Î.		· 七 ·		· C	.										Ξ	Ĺ	· 六		星重年月日			俊		
	- - -	<u> </u>		_		=	:		三 一 五				四:二九				_	•	豆豆			1		廣		

支部 自動車販売 市民主党 大分市松岡自由民主党 校区支部 大分市住吉 大分市支部 校区支部 大分市川添 大分県豊友 メンテナン 大分県ビル 改良支部 大分県土地 自由民主党 大分県とき 連合会 会支部 ス支部 わ会支部 校区支部 秦野 秦野 秦野 佐藤 佐藤 堀 助 宮尾 西 木 澤 田 恭義 恭義 恭義 文之 政勝 庫 敏 昭 春 王 雄 彦 名表者の氏 所の所在地 の氏名 の 氏名 者 の氏名 の氏名 の氏名 会計責任を 名代表者の 名代表者の 会計責任を 名表者の の氏 の氏 0) 者 氏 者 秦野 秦野 大分市 服部 秦野 髙山 西澤 佐藤 田 秦 石井 牧 _ 野 島 恭義 光孝 寬信 茂明 生 恭 恭 敏 敏 昭 碩 八亩 義 義 義 彦 雄 町 平成二十九年八月二十二 井上 大分市碩田 首藤 小川 土居 藤 谷林 中 加 姫 野 首 野 藤 藤 尻 原 野 正仁 武志 宇之平 忠和 裕三 敏男 太 哲 亮 亮 大 雄 平二九 平 平 平 平 平 平 平 四 九 九 八 九 四 九 九 三:二九 三·二三 四 六 Ŧi. 七 五. · 三 ○ _ _ 九 六 八 県大分市支 民進党大分 三重支部 豊後大野市 自由民主党 姫島村支部自由民主党 治連盟 宇佐商工 後援会 お 平後援会 名称 団体 **県総支部連** 民進党大分 援会真 維新会 会援安 合会 部 その 一郎後 大分県報 政 後 0 他の政治団 名表者の 渡辺 岩屋 宇薄 佐竹 阿部 山川 足立 小嶋 藤本 浅 田 (選挙管理委員会告示 幹雄 享 恒久 浩平 信也 秀行 昭夫 真 健 体 修 氏 治 名表者の氏 名表者の氏 名表者の氏 一会計責任者 所の所在地 会計責任者 名表者の 会計責任 の氏名 の氏名任 の 氏名 音 音 任 者 の氏名 異 | 動事 項 氏 者 二—一—一三 浅田 安部 渡辺 佐竹 岩屋 岩 Щ 堀 堀 阿 木 野村 屋 本 南 嘉徳 嘉徳 新 恒久 美咲 光 幹 享 恒久 健 静 雄 敏 治 異 治 動 雄 0 八——六 實態整御 内容 岩永 成久 小畑 福崎 福本 福崎 本 天野 工. 小 一藤 河 島 旧 三郎 幸市 哲夫 孝義 邦喜 光俊 智幸 智幸 堂 順 薫 宏 平二九 平 平 平 平 平 平 平 九 九 八 異動 九 九 九 九 九 九 九 年 \equiv 月日 **≡** <u>÷</u> 七. 三・二七 六 四 六 七 ()二八 三 八 九 Ŧi. Ŧi. Ŧi.

日

						r									
≡.	平二九	七〇—— 豊後大野市三	○—— 豊後大野市三	所の所在地 主たる事務	政義	後藤	後藤まさよ	五一五五	平二九・	泰男	小野	西高治	名表者の氏	髙治	盟 事業政治連 西
=	平二九	西一———六	南一―八―八	所の所在地 主たる事務	慎太	郎後藤	郎後援会	Ξ.	<u> </u>	道夫	増夫 梶原	清水増	会計責任者	19	
· 三·	平二九	坂本 睦子	新村 文彦	会計責任者	伸 子	坂本	日田後援会幸福実現党	<u>=</u> •	Ε - - -	涉一	保彦八瀬	小手川	名表者の氏	小手川 保	大分県土地
· 九	平二八	東日出彦	河野 政好	名表者の氏	政 好	河野	漫	四 · 三	平二九・	裕三	小川	石井敏	の氏名 名	義経 賢二	盟 改良政治連 善
· 四 ·	平二九	内 幸 美	三浦裕子	会計責任者	富美	子奥田	元気力ネットワーク・		-	晋也	姫野	志藤岳	の氏名		+
· 五·	平二九	後藤三生	髙橋 二三男	名表者の氏		男 髙	授会	五 : : : :	平 二 九	賢正	壯三 渡 邊	永岡壯	名表者の氏	永 岡 壮 三	大分県石油
· 三 二 九	平二九	四浦三七一一	三〇一 インダム宮本 大見市宮本	所の所在地	有基	戸髙	援会 男後	五 - 力	平 一 八	—— 西長宝八七○ 田布市庄内町		提樹内) 株築市大字日	所の所在地 地	大木	盟福祉政治連
: = :	平二九	秋好 哲幸	河野 八重子	会計責任者	敏生	後藤	接会 河野博文後	-		寿三	土	大木隆	名代表者の氏		
· 九 ·	平二八	佐藤 謙次郎	山﨑 英治	会計責任者	仁	小島	亀の井バス 労組交通政	四 · 一	平二九・	弘記	沙織上地	工藤沙	の氏名	森迫信夫	オーラム 本
六、三〇	平二九	ポー○三号 第二由布コー 十一十七九 十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	分三九七—七	所の所在地	仁志	小野	接会小野仁志後	四 二 四	平二八	につうみ	子 古庄	甲斐智	会計責任者の氏名	み 有松 ひと	
· 六 ·	平二九・	桧原 直彦	宮久 昭人	名表者の氏	昭人	宮久	接会	三五五	平二九・	健二	朝雄 石本	上村朝	会計責任者	大石祥一	接会
=	平二九・	池邉 英貴	森竹 嗣夫	の氏名	清高	姫野		五	平二八	田 智 昭	基僖 疋田	太田基	名表者の氏	太田基僖	総合後援会

平成二十九年八月二十二日

大分県報 (選挙管理委員会告示)

平成二十九年八月二十二日	
大分県報 (選挙管理委員会告示)	

	県支部大分	全国旅館政	郎後援会の衛藤征士	後援会る礒崎陽輔	日本國心会	委員会	大分労働組 新日鐵住金	市民派須賀		の 会 W 民 主		連盟市医師		援永 修治 後
	西 田 陽		義小ケ内	立花	泉光一	上村朝雄		子 留美		木田幸		西田尚		一園田九萬
_	の氏名	名代表者の氏	和 主たる事務	元 主たる事務	名称 砂治団体の	の氏名	名代表者の氏	名 代表者の氏	の氏名	会計責任者	代表者の氏	史の氏名の氏名	Production of the state of the	所の所在地
平	西田陽一	西田陽一	所内 ―三―四森昭 人税理士事務	所内 一三—四森昭 一一四森昭 一一四森昭	本國心会 本國心会	上田智仁	上村朝雄	須賀 留美子		戈 才 日 幸	ĝ.	小寺 隆元		矢部一四八二
平成二十九年八月二十二日	上月敬一郎	上月敬一郎	事務所内 二一四—四三 工一四—四三		本國真会 本國真会	首藤 征典	松尾竜二	後藤 マサエ		た書館		島村 康一郎	一石石号田山	宇佐市大字石
二十二日	平 二 力		平 八 · 一 〇	平二八	平二九	平 二 八 ·		平二八		平二九		平二八		平二九
	ナ・ ニ カ			一 : : : : :	七 二 八	九 · —				二 二 七		六:二八		五.
大分県報		県支部 大学 リカラション リカラ リカラ リカラ リカラ リカラ リカラ リカラ リカラ リカラ リカラ	日本葉業	県 本 部	日本遺族政 日本遺族政		き後援会	西野ともゆ	長野恭紘後	連盟是商工		竹田商工連	援会 高野博幸後	援会たかせ剛後
- 1		森英樹			岩男 立夫		西野智行		長野 恭紘	正 古手川 保	佐藤 春三		高野 博幸	雄瀬口美智
(選挙管理委員会告示)	所の所在地	会計責任者	名表者の氏	所の所在地 主たる事務	会計責任者	名表者の氏	所の所を地	主たる事務	会計責任者	名表者の氏	の氏名	会計責任者	会計責任者	名表者の氏
	大分市新町一	小林 孝文	森英樹	第六○五号 第六○五号 ボームズ壱番 ボームズ・ 番の坂パーク・ の五号 の坂の田季の坂	十時 浩司	岩男立夫	四五十五 二三	速見郡日出町	松井	古手川 保正	高標 英 領		佐藤 雅子	瀬口 美智雄
	二 郡三一八二—	改原 辰郎	久木田智	大分市高松東	小野 幸子	泥谷 政男	大竹ビル二階		植木安江	戸髙 有基	河里 通友		幸洋子	金崎可戟
		平二九		平二九		平二八	平二八		平 二 九 ·	平二八	平 三 力	Z L	平二九	平二九・
		六 二 〇		三五五		六 - - -			== - - == ==	- · ·	•	111	三二八	三六

平成
=
+
ナ年
年
Ţ
) =
_
+
-
E

大分県報	
(選挙管理委員	
貝会告示)	

	ぶ後援会	茶田ともの		ターの会 単元 日本	足態党妻後	サポーター民進党中津	後援会	ほあき 誠悟	医師連盟	別府市歯科		連盟市医師	ĵ		医師連盟市		分市後援会 平松守彦大	接会 岩 純	連盟市医師
	森田			土谷		浦野		帆秋	1 市			矢田			岡野		姫野	太田	膳所
	智伸			力		英樹		誠悟	蓝	佳二		公裕			良文		清高	孝治	和彦
所の所在地	主たる事務	の氏名		名称団体の		名称団体の	の 日 名	会計責任者	名	代表者の氏	の氏名言	公計算工艺	名代表者の氏	の氏名		名表者の氏	の氏名	の氏名	名代表者の氏
七	大分市浜	森田 智伸		田サポーター	民生艺艺	ポーターの会民進党中津サ		帆秋ト		5本 住二	日下部		矢田 公裕	児玉一		岡野 良文	森竹 嗣夫	安東正義	膳所 和彦
			_		-		+	ト シ 子 ——			隆則			成					
F 遠藤ビルー	大分市汇	村野		田サポーター	氏 E 艺 =	ポーターの会民主党中津サ		帆秋		成ド	馬場		河野	麻生		児玉	池邉	甲原	渡邉
ルー	一 北	俊輔		- ¹ タ 行	豆丝哥	中の津会サ		重 人	1	力	欽也		幸治	亮一		成	英貴	安	俊 治
	平二七・			平 二 九		平 二 九		平 二 九 ·] = = =	F 1		平二八			平二八		平二九	平二九	平二八
	四 · 三 ○			= - - - -		<u>-</u> ;		<u>.</u>	-	Ŀ •		六・三三			五二四四		三十二七	= :	六二二二
さしはら健一後援会	佐伯の未来に	黒木章三後援会	かわち正直後援会	大友一夫後援会	砌	二その他の	自由民主党九重町支部	自由民主党大分市吉野校区支部	自由民主党大分市松岡校区支部	自由民主党大分市川添校区支部	自由民主党大分県佐伯市第	自由民主党大分県大分市第十二支部	形	一政党の支部	平成二十九年八月二十二日	の解散の届出があったので、政治資金規正法(昭和二十	大分県選挙管理委員会告示第四十四号	の会 U 民主	さ後援会 ち
後援会	しら真剣の	会	及援会	会	政治団体の名称	の政治団体	八重町支	八分市吉	八分市松	八分市川	八分県佐	八分県大	政治団体の名称	部(一	-九年八	があった法	理委員	郎桑原	矢 野
1	(剣の会				この名称	体	部	野校区	岡校区	添校区	伯市第	八分市第	の名称	以上の	月二十	(昭和二	公会告示	伸太	幸 正
								支部	支部	支部	一支部	十二支部		(一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部大分県選挙管理委員会委員長 一木	三日	ったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による政治団体	第四十四号	の氏名	名称団体の
指原	廣瀬	黒木	河内	河野			坂本	佐藤	秦野	秦野	田中	三浦		専 事 を 単		場の規定		多々良	後援会
英夫	1	章二	正直	正俊	代表者		憲治	洋行	恭義	恭義	利明	由紀	代表者	位としる委員		に基づい 四号) 気		哲也	きまろ
					代表者の氏名								代表者の氏名	て設けら		さ、次の界十七条		古戎	経 済 研 幸
														うれる支型		次のとおり公表する。七条第一項の規定によ		勇喜	経済研究所
平二九	平二九	平二八	平二九	平二九	解		平二八	平二九	平二九	平二九	平二九	平二九	解	<u> </u>		公表するの規定に	}	平二八	平二九
· 111 ·	• 111	111.	. 111.	六	解散年月日		- - - -	· =	六	六	. 111.	•	解散年月	俊		。 よ る 政		平二八一〇二三三	· —
11111	· 三 四	• 111 1	· = -	===	日		· 七	· 七	1111	· 1 = 1	• 111 1	111 • 1110	日	廣		治 団 体		- 	·

-		後援会	名 称	さ後援会							}	
元 - - -	矢野幸正政治 平二九	きまさ	政治団体の	ま	矢野 幸正	应 · · 七	平二力	七一四〇	倉生の会		佐	田中利明
=			所の所在地	し後援会	Ī	4	Ž L	佐伯市野岡町二―		Ī.]
元・三・一七	重叮市場一一 平二九豊後大野市三	重町川辺八五 豊後大野市三	主たる事務	ょ	後藤 改義	六、三〇	平二九	上三六八六—三	研究会	一	員 由	加藤 裕三
			所の所在地					元	ゆうぞう攻台	義公義	lj [l]	
- 九・ 六・ 九	別府市若草町 平二九	別府市石垣西	丘 主たる事務	あべ真一後	阿部 真一	五九九	平二九	○五三—一	しうみ豊後援会	員 大名男詩会詩 おし	員が	
	lΠ	新		体の名称	名と者の氏			i Î		日、会支		の氏名
異動 年月日	の内容	異動の	異動 事項	資金管理団	体の届出を 資金管理団	指定年月日		主たる事務所の所	管理団体の名	公職の種類 資金管		者(代表者)
俊	· 木	大分県選挙管理委員会委員長	大分県選挙等								745	資金管理団体
			一日	十九年八月二十二日	平成二十	俊	木	安員長 一	大分県選挙管理委員会委員長	大分県選		
				おり公表する。	き、次のとお					平成二十九年八月二十二日	一九年八日	平成二上
項の規定に基づ	同法第十九条の二第一項の規定に基づ	の届出があったので、同時	不動の届出が、	の届出事項の異動	金管理団体の							り公表する。
の規定による資	(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項第三号の規定による資	^鬼 百九十四号) 第	十三年法律第	正法	政治資金規	等を次のとお	その名称等を次	項の規定に基づき、	同法第十九条の二第一章	たので、同法第十	があったの	団体の届出が
			第四十七号	官理委員会告示第四十七号	大分県選挙管	の規定による資金管理	の規定に	号) 第十九条第二項	(律第百九十四号)	(昭和二十三年法律第百		政治資金規正法
	~~~~	·		<b>&gt;</b>					萼	大分県選挙管理委員会告示第四十五号	<b>官理委員</b> 合	大分県選挙等
	<u> </u>	せを加まって会	一行メよっても		ヺ		}		·····	·····	<u>}</u>	
F117. 111.111	F.	恵立のさらを助ます会	恵元おき		恵工多	: 三:二九	平二九	郎	渡辺哲		饭 会	渡辺一文後援会
九.四.一八		丁後援会	清水美知子後援会	1.	清水 美知子	七二八	平二九		土谷力	ーターの会	同田サポー	民進党豊後高
五二四	平二九		会		佐藤 博章	. 111 - 1110	平二九	_	遠本 憲二		<b>仮</b> 会	宮成寿男後援会
	I ⊃ B E P P U Ø	佐藤ひろあき後援会(I♡	佐藤ひろな			· 七· 五	平二九		参一如		<b>饭</b> 会	野田侃生後援会
なった年月日資金管理団体でなく		資金管理団体の名称		件の届出をした	者の氏名 資金管理団体	. 三二四	平二九		廣瀬一		我後援会	にしじま泰義後援会
		による届出	三項第二号に	正法第十九条第三項第二号による届出	政治資金規正	· 三·二七	平二九		徳丸 修	会	を励ます合	徳丸おさむを励ます会
俊	ゼ 一 木	大分県選挙管理委員会委員長二十	大分県選挙管			く・ ボ・110	平二九	苷	坪根 大吉		饭 会	坪根大吉後援会
				F九手八月二十二日公表する。	次のとおり公	· 六·二六	平二九	久	木戸浩		饭 会	髙橋義孝後援会
対規定に基づき、	同法第十九条の二第一項の規定に基づき、	ったので、同法筆	の届出があっ	なく	金管理団体で	· 四· 一八	平二九	美知子	清水 美妇		′ 接会	清水美知子後援会
'の規定による資	(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項第二号の規定による資 <b>員会告示第四十六号</b>	^東 百九十四号) 第	十三年法律第一十六号	正 <b>理</b> 法 <b>委</b>	<b>大分県選挙管</b>	五二四	平二九	早	上 佐藤 博章	(I ♡BEPPU		の会) 佐藤ひろあき後援会

# 大分海区漁業調整委員会告示

### 大分海区漁業調整委員会告示第十号

たちうお浮きはえなわ漁業を禁止する。 (昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、 次のとおり

平成二十九年八月二十二日

大分海区漁業調整委員会会長 内 田

健

禁止区域 伊予灘海域 (点コと点サを結ぶ直線、 点ス、点ツ及び点セを順次結ぶ直線、点テと点ト

と点チをそれぞれ結ぶ最大高潮時海岸線から八千メートルの線で囲まれた海域をいう。) を結ぶ直線、 点チと点ナを結ぶ直線並びに点サと点ス、点セと点テ、点トと点ナ及び点コ

のうち、伊予灘協定東部海域 (伊予灘海域のうち点ケと点シを結ぶ直線以東の海域をい

う。) 並びに山口県及び愛媛県の最大高潮時海岸線から一万メートル以内の海域

大分県大分市関崎

大分県国東市安岐埼沖灯浮標

大分県東国東郡姫島村姫島灯台

山口県熊毛郡上関町小祝島西端

山口県熊毛郡上関町祝島北西端

点カ 山口県熊毛郡上関町祝島西南端

山口県熊毛郡上関町祝島東端

点ク 愛媛県西宇和郡伊方町見舞崎灯台

点ケ 愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬灯台

点ウから点エ見通し八千メートルの点

点エから点ウ見通し八千メートルの点

点オから点ウ見通し五千メートルの点

点キと点クを結ぶ直線と山口県熊毛郡上関町ホウジロ島の最大高潮時海岸線から八

点クから点カ見通し八千メートルの点

千メートルの線との交点

点ケから点シ見通し八千メートルの点

点アと点イを結ぶ直線と点セと点ソを結ぶ直線の延長線との交点

点アと点イを結ぶ直線と大分県国東半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線

点ツ 点キと点クを結ぶ直線と点ソと点セを結ぶ直線の延長線との交点

点テ 点セと点タを結ぶ直線と愛媛県佐田岬半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの

線との交点

点 卜 点セと点タを結ぶ直線と大分県大分市高島の最大高潮時海岸線から八千メートルの

点ナ 線との交点 点アと点イを結ぶ直線と大分県佐賀関半島の最大高潮時海岸線から八千メー ートルの

線との交点

禁止期間

平成二十九年十月一日から平成三十年九月三十日まで

大分海区漁業調整委員会告示第十一号

漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、 次に掲げる

区域においてあさりの採捕を禁止する

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必

要と認めた場合は、この限りでない。

平成二十九年八月二十二日

大分海区漁業調整委員会会長 内

田

健

あさりの採捕禁止区域

1 よって囲まれた区域 中津市地先の次のイ、 口、 ハ、二及びイの各点(世界測地系)を順次に結んだ直線に

北緯三十三度三十七・三八五分、東経百三十一度十一・六三八分

北緯三十三度三十七・三二七分、東経百三十一度十一・七一八分

北緯三十三度三十七・四〇八分、 東経百三十一度十一・七六三分

点二 北緯三十三度三十七・四四○分、東経百三十一度十一・六七○分

2 宇佐市地先の次のホ、 ト、チ及びホの各点(世界測地系)を順次に結んだ直線に

北緯三十三度三十四・七八七分、 東経百三十一 度二十 ・九○八分 よって囲まれた区域

北緯三十三度三十四・八〇五分、 東経百三十一度二十・九六九分

北緯三十三度三十四・八四七分、 東経百三十一度二十 九五八分

北緯三十三度三十四・八三三分、東経百三十一度二十・八九六分

3 宇佐市地先の次のリ、ヌ、 ル、ヲ及びリの各点(世界測地系)を順次に結んだ直線に

よって囲まれた区域

北緯三十三度三十四・八七七分、 東経百三十一度二十・九三六分

北緯三十三度三十四・八八一分、 東経百三十一度二十・九八九分

北緯三十三度三十四・九一〇分、東経百三十一度二十・九八八分

北緯三十三度三十四・九〇二分、 東経百三十一度二十・九三三分

豊後高田市地先の次のワ、 カ、ヨ、タ及びワの各点 (世界測地系) を順次に結んだ直

線によって囲まれた区域 北緯三十三度三十四・九九九分、 東経百三十一度二十四・八八二分

北緯三十三度三十五・〇一二分、 東経百三十一度二十四・九三八分

北緯三十三度三十五・〇二七分、 北緯三十三度三十五・〇四一分、 東経百三十一度二十四・八七八分 東経百三十一度二十四・九一九分

線によって囲まれた区域 豊後高田市地先の次のレ、 ソ、ツ、ネ及びレの各点(世界測地系)を順次に結んだ直

点レ 北緯三十三度三十五・〇三四分、 東経百三十一度二十四・八七八分

北緯三十三度三十五・〇三九分、 東経百三十一度二十四・九一五分

北緯三十三度三十五・○六二分、東経百三十一度二十四・八七一分 北緯三十三度三十五・〇六四分、 東経百三十一度二十四・九一二分

<u>-</u>

平成二十九年十月一日から平成三十年九月三十日まで

## 大分海区漁業調整委員会告示第十二号

(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、 次のとおり

あさりの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必

平成二十九年八月二十二日

要と認めた場合は、この限りでない

大分海区漁業調整委員会会長 内

田

健

禁止区域

よって囲まれた海域 次に掲げるイ、 口、 二、ホ及びへの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線に

中津市山国川山国橋右岸下流端

山国川山国橋の下流側中央

事項等 (海面) 中津市旧小祝漁港突堤の先端の跡に設置した標識 (平成二十五年大分県告示第三百三十一号)で規定する基点第五十八 (共同漁業の免許の内容たるべき

号)から真方位二百九十六度二十分八十メートルの点

点ハから真方位六度十五分一万七千メートルの点

点へから真方位三百四十二度四十分三十秒九千九百四十メートルの点

豊後高田市と国東市との境界の標識(共同漁業の免許の内容たるべき事項等

(海

(平成二十五年大分県告示第三百三十一号)で規定する基点第六十一号)

禁止期間等

で。ただし、平成二十九年十月十六日から同月三十一日までの間については終日 平成二十九年十月一日から平成三十年九月三十日までの間のそれぞれ日没から日の出

# 大分海区漁業調整委員会告示第十三号

かく長三センチメートル以下のあさりの採捕を禁止する。 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第六十七条第一項の規定により、次のとおり

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必

要と認めた場合は、この限りでない。

平成二十九年八月二十二日

禁止区域

大分海区漁業調整委員会会長 内 田

健

よって囲まれた海域 次に掲げるイ、 口、 二、ホ及びへの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線に

点イ 中津市山国川山国橋右岸下流端

山国川山国橋の下流側中央

事項等 (海面) 中津市旧小祝漁港突堤の先端の跡に設置した標識(共同漁業の免許の内容たるべき (平成二十五年大分県告示第三百三十一号)で規定する基点第五十八

号)から真方位二百九十六度二十分八十メートルの点

点ハから真方位六度十五分一万七千メートルの点

点へから真方位三百四十二度四十分三十秒九千九百四十メートルの点

豊後高田市と国東市との境界の標識(共同漁業の免許の内容たるべき事項等

(平成二十五年大分県告示第三百三十一号)で規定する基点第六十一号)

禁止期間

平成二十九年十月一日から平成三十年九月三十日まで

大分県報

(大分海区漁業調整委員会告示)

兀
4
7.1
県
報
報
-
公公
公生
(公告
生.

			竹田市大字米納一二七〇番地一	藤島良司	理事
			住	氏名	役名
				()	(就任役員)
			" 大字米納二一六三番地	工藤正勝	"
			" 大字平田二六六九番地一	田仲今朝光	"
			" 大字城原一八一七番地	工藤孝行	監事
			" 大字平田一四八四番地	舩越繁昭	"
			" 大字平田四四八〇番地	和田幸生	"
			" 大字米納六二一番地一	本 田 英 治	"
			" 大字米納一○七八番地一	麻生弘二	"
			" 大字小川一五七六番地	佐藤昭生	"
			" 大字城原六六六番地	工藤克美	"
" 大字植木三七五一番地	児 玉 克 之	"	" 大字会々五三○二番地	倉 原 壽 章	"
" 大字城原一一九九番地	後藤昭次	"	" 大字平田四九四三番地	和田信	"
" 大字米納二七○四番地二	麻生一雄	監事	" 大字平田五○四四番地	羽田野 秀 夫	"
" 大字平田一八五九番地	吉野正治	"	竹田市大字米納一二七〇番地一	藤島良司	理事
" 大字米納二一七○番地	志水力生	"	住	氏名	役名
" 大字平田三四四八番地	髙橋孝明	"		(人員)	(退任役員)
" 大字米納六二五番地一	河野英雄	"	大分県知事 広 瀬 勝 貞 [	当	互
" 大字小川一五四二番地二	佐藤照若	"			があった。
" 大字城原一八一七番地	工藤孝行	"		(竹田市)から、	土地改良区
" 大字会々五三○二番地	倉 原 壽 章	"	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、城原井路	以法(昭和二十四年)	土地改良
" 大字平田四九四三番地	和田信	"	告	○ 公 公	
" 大字平田五○四四番地	羽田野 秀 夫	"			